

社会への取り組み
Initiatives for society

品質貢献活動

品質方針

「ものづくり」をコアとするニッタグループにとって、「品質」は事業の根幹です。役職員の行動基本ルールである、「NITTAグループ行動憲章」においても、「質の高い製品・サービスの提供」を第一の項目に挙げ「私たちは、ものづくり企業として、質の高い製品・サービスを提供し、お客様の満足と信頼を獲得するとともに産業の発展に貢献します。」と定めています。さらに、同憲章の実践書では「私たちは、お客様に信頼いただけるよう、品質の維持・向上に取り組み、私たちの製品・サービスを利用してくださる方々へ安全と安心を提供します。」と定めています。

品質向上活動の推進体制

ニッタグループではニッタ株式会社 代表取締役社長をトップとする品質マネジメント推進体制を構築しています。総括管理責任者の下「QMS会議」を設置し、安全環境品質グループが全体を統括し、品質向上活動を推進しています。また各事業部およびグループ各社においては、品質管理委員会で組織運営を行う他、国内外の製造拠点では品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001認証(自動車部品製造拠点においてはIATF16949認証)を取得し、規格要求事項に基づいた品質管理の仕組みを構築しています。

品質教育

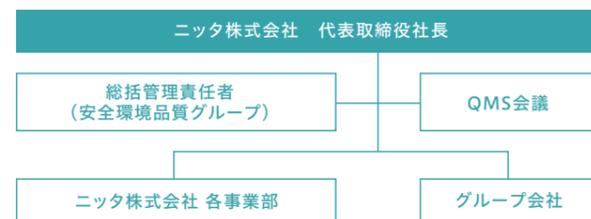
品質に関する教育訓練として、安全環境品質グループが年度ごとに「教育訓練プログラム」でスケジュールを明確にし、各部門に展開して計画的に実施しています。また、トップの方針に対し、各事業部やグループ会社で方針管理展開を実施しています。さらに、各部門にお

当社のものづくりの特長として、お客様のさまざまなご要望をお聞きし、それにコツコツと応え続けるということが挙げられます。

当社が制定している「品質方針」では、これを反映して「当社グループは、質の高い製品・サービスを提供するため、お客様と一緒に、製品開発を進め、環境・安全に配慮した製品作りに取り組みます。」と定めています。

この行動憲章および品質方針の定めが、ニッタグループにおける「品質」についての基本的な考え方となります。

▼ 品質向上活動の推進体制図



いては自部門の品質目標達成に向けて、全社員の認識として「個人の品質目標」を年度ごとに方針カードに記載し、実行しています。このように、当社グループは組織全体で品質管理活動に取り組むとともに品質マネジメントシステムを運用しています。



労働安全衛生方針

ニッタグループは事業活動に統合したマネジメントシステムを有効に運用して、継続的改善の実行および目的・目標の達成に取り組むとともに、関連法規制およびその他の要求事項を遵守します。

- ・危険ゼロ職場の実現
労働安全衛生リスクを明らかにし、「危険ゼロの職場」を目指して、継続的に改善を推進します。
- ・安全第一を旨とし、社員全員の健康、安全の確保は、最も優先すべき事柄であり、企業活動における礎(いしずえ)との認識のもと、労働安全衛生法および各種規定およびルールを遵守し、安全衛生活動により継続的改善を進め労働災害、自動車事故および社内衛生環境悪化の防止と撲滅を目指します。

上記方針のもと、「安全10カ条」、「安全行動10の誓い」を制定し、運用しています。

労働災害防止への取り組み

労働安全衛生マネジメントプログラムにて、年間計画のもと活動しています。安全衛生パトロールの頻度を可能な限り多く行うようにプログラムを作成し、各職場職制や安全衛生推進者、衛生管理者等、職場の確認と維持向上を図るため改善表を発行し確実に対応できる仕組みを構築しています。新入社員教育に始まり、熱中症、交通安全講習会、職長教育、リスクアセスメント研修等の身近なテーマを取り扱い、労働災害や事故に遭遇しないように、危険感受性(両手を広げた範囲を安全に)の向上を目的に

自ら危険ゼロを維持改善することの大切さを認識するように計画しています。危険体感装置による危険感受性の向上においては、より広く体験を促すため逐次参加可能なタイミングにて各安全衛生推進責任者がトレーナーとなり活用しています。ISO45001に基づくルールを実業務に活かして安全衛生向上に取り組むことのできる仕組みを採用しています。各拠点での運用を水平展開するために安全衛生推進責任者会議を設定し全社的活動としています。



フォークリフト安全運転講習



AED実施訓練

- ・各種職制による安全衛生パトロール
- ・リスクアセスメント(安全・衛生・交通・化学)調査
- ・ヒヤリハット活動
- ・フォークリフト安全運転講習
- ・災害模擬体験講習会
- ・熱中症対策講習
- ・危険物取扱者保安教育、普通救命講習
- ・交通安全講習

新型コロナウイルス感染拡大防止を捉えた働き方改革の推進

新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった皆様に対して、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様に謹んでお悔み申し上げます。

緊急事態宣言下の国内拠点において、緊急事態措置を実施すべき区域に指定された大阪本社および東京支店等では、出勤率3割を目安とした在宅勤務率を設定しました。また、対象区域以外の工場においては、お客様の要求に応えるための生産を優先しつつ、可能な限り出勤者を最小限に減らすよう努めました。特に、施設の閉鎖により在宅による介護や育児を必要とする社員については、積極的に在宅勤務の実施を推奨しました。

緊急事態宣言が解除となった後の国内拠点においては、引き続きお客様の要求に応えるための対応を優先しながらも、在宅勤務並びに時差出勤の活用によって、3密を防ぐように努めました。また、新たに在宅勤務規程を策定し、在宅での介護や育児を必要とする社員については、在宅勤務の実施を推奨しました。このような状況を踏まえて、ITインフラの整備や情報セキュリティ教育訓練を実施し、アフターコロナにおいても在宅勤務の実施が継続できる環境を整えました。



パーティションと空気清浄の機能を両立させた「NPTFUシリーズ」。診察室・待合室・病室等に設置しやすい薄型設計で、医療従事者・患者の飛沫感染対策にも貢献します。コロナウイルス対策として、お客様にご提案するとともに、本社はじめ各拠点にも設置しています。